

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）

乙第46号証を示す

この陳述書はあなたが内容を確認した上で押印されたものに間違いありませんね。

はい。

この陳述書の内容について訂正するような点はありませんね。

ありません。

証人の経歴、担当の職務というのも、この陳述書に書いてあるとおりに間違いありませんね。

間違いありません。

住基ネットが導入されたことによって、 における住民基本台帳に関する事務で効率化された点があれば、教えていただけますか。

転入通知なんかを今まで郵便で処理してたものがネットで処理できるようになったというのと、それからパスポートなんかの申請なりを、住民票を今まで住民の方が取りに来られていたのが、その分の交付の請求がなくなってきたというのがあります。

 への転入者が来た場合の転出先への通知ですけれども、件数としては年間でどれぐらいあるんでしょうか。

その年によって違いますが、大体300件から400件あります。

 においては、この陳述書に添付してある「 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程」、 「 住民基本台帳ネットワークシステム総合管理規程」、 「住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書」という規程を定めておられますね。

はい。

これらの規程というのは、住基ネットに関係する職員の方には周知されていますか。

しております。

あなた自身は、今示した各種規程に定めてある何らかの役職、責任者には就いておられますか。

就いておりません。

住基ネットを導入される際、関係職員に対する研修というのはありましたか。

地方自治情報センターなり、京都府なりの研修会に参加をしまして研修を行ってまいりました。

どういった内容の研修でしょうか。

導入に関する操作の手順なり、セキュリティに関する住基法、住民基本台帳施行規則なりのことについて研修を行ってまいりました。

今おっしゃったセキュリティに関する研修について、その内容をもう少し詳しく紹介していただけますか。

住民基本台帳規則なりにとつとつて、個人情報の保護に関することなどの研修を行ってまいりました。

今おっしゃった研修というのは、住基ネットの導入後も引き続き行われているものでしょうか。

必要に応じて地方自治情報センターなり、府なりも、研修に必要な事項なりを示していただいておりますので、その都度必要に応じて研修を実施しております。

今実施しておりますというふうにおっしゃったのは、 独自の研修でしょうか、それとも。

その研修会に参加をさせていただいているということです。

財団法人地方自治情報センターや京都府の開催してる研修に参加しているということですね。

そうです。

その研修の内容というのは、研修に参加できなかった職員の方にもちゃんと

共有するようになってますね。

研修に参加した職員が復命書なりを通じて関係職員に職場に戻ってから周知をして研修を行っております。

次に重要機能室のことに伺います。■■■■では重要機能室を設置しておられますか。

設置しております。

どこに設置していますか。

重要機能室についての場所はセキュリティの関係で言えません。

重要機能室について入退室の管理は行われていますか。

入退室の管理は、住民課ではないんですけども、管理そのものはできております。

あなたの担当ではないんですね。

住民課の担当ではないです。

具体的には、どちらの担当になるのでしょうか。

企画調整課の担当になります。

では、分かる範囲でお答えいただければいいんですけども、重要機能室というのは施錠はされていますか。

施錠はされております。

重要機能室に、いつ、だれが入ったかというのは、記録されるようになってますか。

企画調整課のほうで入退室の管理簿を作っておると思います。

住基ネットのコミュニケーションサーバー、いわゆるCSというふうに略されるものですが、これは重要機能室の中に設置されているんですね。

はい。

重要機能室の中にむき出しで置いてあるのでしょうか。

施錠した状態で設置しております。

重要機能室の中に更にCSを設置するための何か設備があるのでしょうか。どういったものですか。

ラックの中に施錠した状態で設置しております。

ラックの施錠の管理というのはどちらの担当でしょうか。

住民課長の担当です。

あなたの上司ですね。

はい。

コミュニケーションサーバーの住基ネットアプリケーションというのは、パスワードを入力しないと起動できないようになってますね。

はい。

コミュニケーションサーバーのパスワードはどちらが設定されたのでしょうか。

担当の者が設定しております。

コミュニケーションサーバーのパスワードについては何らかの、どういったものでなければならぬといったルールがありますか。

事務処理要領を作成して、その要領にのっとって操作できるようにしております。

コミュニケーションサーバーのパスワードのルールの内容はどういったものですか。

内容についてはセキュリティの関係で申し上げることはできません。

コミュニケーションサーバーのパスワードは、その担当の方しか知り得ないようになっていますね。

はい、そうです。

コミュニケーションサーバーは、操作者識別カードを挿入しないと起動できないようになっていますね。

はい。

操作者識別カードを管理してるのはどなたになるのでしょうか。

それは住民課長です。

どこに保管しておられるのでしょうか。

施錠の掛かるところに管理をしております。

それ以上の詳細は言えないということですか。

はい。

次にCS端末について伺います。CS端末の住基ネットアプリケーションもパスワードを入力しないと起動できませんね。

はい。

CS端末のパスワードについては何らかのルールを設けておられますか。

それも事務処理要領の範囲の中で基準を決めております。

その基準の内容は言えますか。

セキュリティの関係で言えません。

CS端末のパスワードというのも権限のある担当の方しか知り得ないようになっていますね。

はい、そうなってます。

CS端末の住基ネットアプリケーションもパスワードの入力のほかに操作者識別カードを挿入しないと起動できないようになっていますね。

はい。

CS端末の操作者識別カードというのは、それぞれの職員ごとにその担当の職務に必要な範囲でだけ操作できるようになっていますか。

なっています。

CS端末の操作者識別カードはどこに保管していますか。

施錠の掛かるところに保管しております。

それ以上は言えないということですか。

はい。

CS端末の操作者識別カードは、CS端末を使用するときだけ挿入するよう

にしていますか。

使用する前に課長の許可を得て使用するようになっております。

使用する前に課長の許可というのは、その都度課長から借り出すということですか。

そうです。

ということは、各職員の方が操作者識別カードを挿しっ放しにしたまま席を離れるようなことはありませんね。

ありません。

CSのコミュニケーションサーバの本人確認情報やシステム情報についてバックアップは取っておられますか。

取っております。

バックアップはいつ行っていますか。

バックアップそのものは、毎日、毎週、毎月のバックアップを行っております。

バックアップのデータはどこに記録していますか。

磁気媒体によってバックアップを行っております。

その磁気媒体はどこに保管していますか。

施錠の掛かるところに保管しております。

それ以上は言えないということですね。

はい。

コミュニケーションサーバにはウイルス対策ソフトをインストールしていますか。

しております。

CS端末にはウイルス対策ソフトをインストールしていますか。

それもしております。

それらについて、ウイルスパターンファイルの適用というのは定期的に行っ

ておられますか。

その分についても定期的には実施しております。

コミュニケーションサーバには、住基ネットアプリケーションや、今おっしゃったウイルス対策ソフト以外のアプリケーションはインストールされていますか。

必要でないものについてはインストールはしておりません。

今おっしゃったのは、住基ネットアプリケーションやウイルス対策ソフトだけだということですね。

そうです。

CS端末については、いかがでしょうか。

同じです。

次に、住基ネットに関するシステムの保守・運用等について、業者いわゆるベンダーへの業務委託を行っておられますか。

行っております。

業務の再委託は行っておられますか。

再委託も行っております。

再々委託は行っておられますか。

再々委託は行っておりません。

業務の再委託というのは、直接の委託先の業者が██████に断りなく行うことができるようになってるのでしょうか。

事前に承認を取ってからでないといけないようになっております。

実際に委託作業が行われる際には、作業員のだれが来たかというのは、確認していますか。

事前にその従業員の名簿を提出してもらって、作業する際には名札なりを着けて、その部分で確認をしております。

どの作業員が来たかという記録は取っていますか。

作業報告書でもって分かるようになっております。

委託作業が行われる際に、██████の職員の方は立ち会っていますか。

職員はその都度作業の際に立ち会っております。

CSやCS端末とインターネットとの間でお互いに接続することはできますか。

接続はできません。

それはなぜですか。

接続できないように、物理的にできないようになっております。

住基ネットの導入後現在までの間に██████の本人確認情報について漏洩や改ざん等の具体的な危険が生じたことがありますか。

一度もありません。

原告ら代理人（坂本）

乙46号証、あなたの陳述書によりますと、あなたの経歴は住民課、保健課、建設課、議会事務局等を歴任された上で今の住民課におられるということですね。

はい。

住民課に来る前にコンピューター関連技術について特に専門的な知識を有する部署に就いたことはないですよね。

ありません。

それ以前でもいいですけど、大学教育などでコンピューター技術について専門教育を受けたこともありませんよね。

ありません。

担当業務についてお伺いします。

甲第39号証の1を示す

それは私が代理人となって住基ネットの利用状況とセキュリティに関する文書の開示請求をしたんですけど、請求文書は別紙に付いてますけれど、こ

れ覚えておられますよね。

はい。

甲第39号証の2の1ないし4を示す

開示決定ですけど、いずれも所管課は住民福祉部住民課、■■■さんが所属の課が所管課ですね。

そうです。

甲第39号証の3の1ないし11を示す

それから、先ほど住基ネットの運用業務を業者に委託されているということでしたけれど、これが業務委託等の契約書ですね。

はい。

中を見ますと、いずれも■■■■株式会社に業務委託されてるようですね。

はい、そうです。

甲第39号証の4を示す

先ほど主尋問の中でも触れられましたけれど、■■■■株式会社から出された作業報告書ですね。

はい。

これを見ると業者のどんな人がどんな作業をしたかということが分かるということですか。

そうです。

何枚もあるんですけど、全部あて先は住民課担当■■■様になってますね。

はい。

業者の1つの窓口は■■■さんということになってるんですかな。

そういうわけじゃないんですけども、システム管理の作業報告書を、全部終わった時点で確認印を私が押しております。

住基ネットの作業で業者がした中で■■■さん以外の人に対して報告がなされ

たり、あるいは■■■さん以外の人が確認印を押したやつはないですね、出されている限りでは。

はい。

甲第39号証の8を示す

緊急時対応計画書ですけど、この一番最後のページ、電話連絡網が書いてありますね。

はい。

この中に■■■■の電話連絡の窓口が上がってるのは、いずれも住民課の人ですね。

はい。

名前が消してあるけど、真ん中の課長補佐が■■■さんですか。

はい。

ほかの課の人はこの電話連絡網の中に入ってないですね。

いや、職員は入っております。

どの人ですか。

この補佐の下です。

いや、住民課以外の職員ですよ。

ああ、住民課以外の職員は入っておりません。

3人とも住民課ですね。

はい。

乙第35号証を示す

これ、いわゆる総務省がラスデックと共同して実施しているチェックリストというやつですね。

はい。

この乙35号証のときも含めて合計3回チェックリストによるチェックが行われましたね。

はい。

■さんが責任者になったかどうかは別として、■さんにおいてこのチェックリストに答えるに当たって、■さんも関与してますね。

はい。

乙第5号証の1を示す

これは住基ネットのセキュリティを守るために作られた、いわゆるセキュリティ基準なんですけれど、これは御存じですね。

はい。

セキュリティ基準の11ページ、第4「住民基本台帳ネットワークシステムの管理」と題しまして、いっぱい項目が並んでるんですけど、その13ページ、これ総項目3でまた同じタイトルですけど「住民基本台帳ネットワークシステムの管理」として(1)から次のページの(7)にかけているセキュリティに関する規程が並んでますね。

はい。

アクセス権限の限定とか、ファイアウォールによる通信制御とか、電気通信関係装置相互の認証を行うこと、あるいは通信相手相互の認証を行うこと、交換するデータの暗号化を実施することなどがセキュリティを維持するために求められているようですね。

はい。

■の住基ネット機器についてそれらのセキュリティの設定は町の職員が自らしたんですか、それとも■の業者の人にさせましたんですか。

設定そのものについては、業者にさしているはずですよ。

住基ネットが立ち上がった当時から■さんが担当でしたよね。

いえ、立ち上がった最初、導入のときには私が担当ではなかったんです。

その後は■さんが担当になってますね。

はい。

先ほどの業者からの報告書は皆■さんあてになってましたね。

はい。

業者がどのようなセキュリティの設定をしたのか、具体的に報告を受けられていますか。

作業報告書でもって報告を受けております。

作業報告書に書いてある以上の報告は受けてないですか。

はい。

例えば、先ほどのセキュリティ基準の中で、ファイアウォールによる通信制御ということを設定しようと思うと、ファイアウォールについて、どんなファイアウォールを設置して、何番のポートを開けて、どのような通信を許可する設定にするのかという、そんな細かいことまでは業者からは聞いてないですが。

聞いてません。

■さん以外の町職員の方が聞いているということはありますか。

ありません。

業者の人からは、要するに、きちんとしましたという報告は受けていると、こういうことですか。

作業報告書でもって報告を受けております。

甲第7号証を示す

これはよそのなので御存じないかもしれないですけど、「住基ネットにかかる市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果について」という、長野県で侵入実験をやった件の報告書なんですけれど、長野県でこういう侵入実験がなされたことは御存じですか。

新聞報道等で聞いております。

この調査結果の報告自体は読まれたことありますか。

中身については詳しくは読んでおりません。
新聞とか、報道されてる以上のことは御存じないということですか。

はい。

細かくは分からないと思うんですけど、甲7号証の1ページに「発見された主な脆弱性」というのがまとめて書いてありますねよね。

はい。

2ページの上のほう、既存住基サーバとCSとの間に置かれたファイアウォールについては不要と思われるコートが空いている例があったほか、ファイアウォールのOSのバージョンが古く、基地の脆弱性を利用した攻撃が行われる可能性が存在したという具合に書いてありますけれど、意味は分かりますかな。

ちょっと分かりません。

分からない。

はい。

そうしますと、この長野県の調査で発見されたのと同様のセキュリティ上の脆弱性がもしかすると■■■■のファイアウォールにもあるかもしれない、こういうことは思われたことはないですよ。

そこは考えたことはありません。

それからCSについてもちょっとお聞きしますが、示しませんけれど、国の第5準備書面の34ページによりますと、「ソフトウェアの統一による住基ネット全体の高度なセキュリティ確保」と題しまして、住基ネットではシステム全体で統一ソフトウェアを導入することにより、全体で1・相互認証、2・暗号化、3・コンピューターウイルス、セキュリティファイアウォール対策、4・操作者識別カードと暗証番号による操作者確認、5・本人確認情報データベースへの接続制限、6・データ通信の履歴管理及び操作者の履歴管理、などの対策を採用かつ徹底することが可能となり住基ネット全体

で均質かつ高度なセキュリティの確保が徹底されていると書いてありまして、要するに住基ネットで使われているソフトウェアは全国一律なのでどこでも同じように高いセキュリティが確保できるという主張をされてるんですけど、住基ネットに採用されているOSが■■■■のものも含めて全国统一されているというのは御存じですね。

はい。

そうしますと、先ほどの甲7号証の10ページ、調査したところ、CSが使用しているOSには基地の脆弱性が存在しており、CSセグメントに接続した調査用コンピューターからこの脆弱性を利用して管理者権限を奪取することができた。この際、CSのデータベースのユーザー名及びパスワードがCS内部のバッチファイルに暗号化されずに記述されていたのでデータベースにアクセスできた。更に、このデータベース自体も暗号化されていなかったことから当該自治体住民の住基ネット情報を閲覧することができた。また、不必要なサービスの提供が行われていたほか、OSレベルでのパケットフィルタリングによるアクセス制限も行われていなかった。こういう弱点が指摘されているんですけど、この弱点が指摘された長野県内の一部の町村のCSに採用されているOSと■■■■の住基ネットCSに採用されているOSは同じものですよ。

と思います。

そうすると、全国一律のCSに採用されているOSが、長野県では脆弱性が発見されたということになると、■■■■でももしかして同じ脆弱性があるんじゃないだろうかという疑問が生じるんですけど、そんな疑問を感じたこともないですか。

ありません。

今言われて初めて聞くことですよ。

はい。

乙第5号証の1を示す

23ページ、第5「既設ネットワークとの接続」と題する項目で、1「既設ネットワークとの接続条件」として幾つかの条件が要求されているんですけど、その中で、括弧内は省略しますが、「住民記録システムとの接続、端末機の設置等のため、住民基本台帳ネットワークシステムと既設ネットワークとを接続する場合は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ体制を講ずること。」とされてまして、(1)から(6)まで要求されてる中で(3)「ファイアウォールによる通信制御」という項目があります。その中で言われてるのは、既設ネットワークと住基ネットシステムとの間にファイアウォールを設置し、住基ネットシステム上の処理に係る通信のみが可能となるように通信制御を行うことが要求されておりますよね。

はい。

乙第16号証を示す

これの10ページ、質問項目で言うと42の2、42の3。既設ネットワークの接続について、42の2は「ファイアウォールにより既設ネットワークとコミュニケーションサーバを分断」。これは重要点検項目に指定されてますね。

はい。

42の3、「ファイアウォールの設定において既設ネットワークとコミュニケーションサーバの通信を必要最小限のサービスに制限している」。これも重要点検項目になっていますね。

はい。

セキュリティ基準や、今示したチェックリストでは、単にファイアウォールを間に挟んでおけばいいというだけではなくて、必要最小限のサービスに限定していることを要求しているようなんですけど、 でもそういう適切な設定がなされているということは、だれかが確認していますか。

その部分については、その確認はできております。

だれが確認しましたか。

その責任者においてやっております。

責任者はだれですか。

それは既設ネットワークとコミュニケーションサーバの関係になりますので、セキュリティの責任者ということになりますので、企画調整課になります。

コミュニケーションサーバの管理の責任は住民課ですよ。

はい。

既設ネットワークとコミュニケーションサーバとの間にあるファイアウォールはコミュニケーションサーバのセキュリティを守るために設置するものですよ。

はい。

そうしますと、コミュニケーションサーバを守るためのファイアウォールというのは住民課の責任になるんじゃないですか。

既設ネットワークが絡みますので住民課ではないと判断します。

既設ネットワークが絡むということになりますと、それは既設ネットワークとつながっているという意味ですか。

はい。

そうすると、住基のCSも既設ネットワークとつながっていますよね。

住基のネットのほうと既設のネットワークのほうについてはつながっております。

そうすると、住基のCSも住民課じゃなくなってしまいませんか。

いや、住基のネットワークの関係については住民課長になります。

そうですね。

はい。

で、その住基のCSを守るためのファイアウォールは住民課じゃないんですか。

住基のネットワークに関する守る立場というのは住民課長になります。

甲第39号証の3の2を示す

これは住基ネットシステム業務を委託している契約書ですね。

はい。

これを委託している責任は住民課じゃないんですか。

住民課です。

契約書の後ろに仕様書が付いてますね。

はい。

委託業務の住民基本台帳ネットワークシステム対応について次のとおりとするということで、請負の範囲が示されていますね。

はい。

1つ目がCSコミュニケーションサーバ導入サービス対応というのと、もう一つ、COKAS/1基本住基システムの改修というのと、両方含まれてますね。

はい。

そうすると、結局、既存住基とCSと両方について■■■■株式会社は委託を受けてるんですよね。

はい。

そうすると、その間のファイアウォールについても、■■■■株式会社に、住民課が窓口となって、委託しているという理解になるんじゃないですか。

そうです。先ほどは間違いました。

やっぱり住民課のほうで確認せんと、よそでは確認してくれないですね。

はい。

そうすると、■■■さんが確認してないということは、結局、間のファイアウォールの設定がどんなふうになっているかについて細かくは確認してないということになりますかな。

すみません。先ほど申し上げるの間違いましたので、訂正させていただきます。既設の部分につきましても、住基ネットワークの部分につきましても、住民課で全部管理しておりますので、住民課の範疇になります。

そうすると、業者からはその間のファイアウォールの設定がどんなふうにできてるかについては委託報告書で出てる程度のレベルの報告は受けてるんだけど、それ以上の細かい報告についてはいちいち聞いてないということですね。

はい。

業者はきちんとしてますという報告はしてるんでしょうけど、細かくは確認してないということでもよろしいですか。

はい。

乙第16号証を示す

6ページ、項目番号12の4、これはCSのことだと思うんですけど、「不要なプログラムを起動していない」という項目がありますね。

はい。

このCSで不要なプログラムを起動していないということを知るためには、一体■■■■のCSでどんなプログラム、あるいはアプリケーションが動いているかということを確認しないといけないと思うんですけど、■■■さんはそこは御存じですか。

内容については分かっております。ただし、作業そのものはほかの職員が全部しております、その作業した者に報告してもらっております。

その作業は職員の方がするんですか、それとも業者にさせるんですか。

職員です。

今度は同じページの15の1から4、15の1は「担当職員がセキュリティ設定の内容を把握している」、15の2は「委託業者が行ったセキュリティに関する設定内容が適切か職員が確認している」、15の3は「住基ネットの市区町村整備部分の変更時にセキュリティの設定を見直している」、15の4は「セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講じている」。こういうチェック項目になっておりますね。

はい。

このチェックリストによりますと、業者がちゃんとしていますというふうに言うてるだけではなくて、町のほうの担当職員のほうでセキュリティ内容を把握して、委託業者が行ったセキュリティに関する設定内容が適切かどうか、これを職員が確認している必要があるようなんですけど、そうしますと、単に業者がちゃんとしていますと言うだけでは駄目のようなんですけど、 では業者にお任せしているということでしたね。

業者に任せた上で、作業報告書に基づいて報告を受けているということとです。

そうしますと、作業報告書に書かれている以上の詳細については確認をしていないということになりますかな。

はい。

先ほどから幾つか、15とか、12とか、設問をあげましたね。そういうのについて は1点か2点か3点を答える必要があったんでしょう。

はい。

3回にわたって。

はい。

 はいずれも3点で出しています。

3点ということは全部オーケーということで。

そうです、そうです。

はい。

全部オーケーで答えられていますか。

はい。

乙第5号証の1を示す

22ページ、第10項目、委託を行う場合等の措置が幾つか定められていますが、(2)「委託先事業者等に対する監督」として、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと、また、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を行うこと、が要求されていますね。

はい。

乙第16号証を示す

9ページ、38の2では「委託先にセキュリティ対策を実施させている」、38の3では「委託先から定期的にセキュリティ状況に関する報告を受けている」、ということが要求されていますけれど、 株式会社からセキュリティ状況に関する報告を提出させたことはありますか。

必要な場合は報告させるようにしております。

先ほど示した作業報告書とは別にセキュリティ対策についての報告書を出させたことはありますか。

作業報告書以外では、ありません。

甲第39号証の3の9を示す

これはアプリケーション保守契約書で、契約期間がちゃんと書いてないとは言うんですけど、一番後ろの3枚目に平成16年4月1日に作成されたものであることが分かりますね。

はい。

この後ろの添付文書の中に、従業者届出書として、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、名前は消されていますけれど、3人の従業者が作業に従事しますというのが出されていますね。

はい。

甲第39号証の3の11を示す

これはネットワーク保守契約書なんですけれど、これの5枚目、日付欄を見ますと、これも平成16年4月1日に作成されたもので、従業者届出書が添付されて、3人の従業者の名前が消してありますけれど書いてありますね。

はい。

平成16年4月1日以降については従業者届出書が付いてるんですけど、それ以前の契約書にはこういう従業者届出書が付いてないんですけど、平成15年度分は従業者届出書は提出されていないんですか。

お示ししていない部分についてはありません。

乙第16号証を示す

9ページ、38の4「委託作業者の名簿を作成している」ということもチェックリストで要求されているんですけど、少なくとも平成15年度については名簿を作成していなかったということになるんですかね。

情報公開でお出ししていない部分についてはありません。

甲第39号証の5を示す

これは住基ネットの運用状況が分かる資料ということで出していただいたやつですね。

はい。

2枚目を見ますと、カードが発行された枚数は全部で12枚、この当時はずですけど、でしたね。

はい。

この中に市の職員の方の分が何枚か含まれていますか。

あります。

何枚ぐらいあります。

2枚あります。

そうすると、一般の人が申請したのは10枚ということになりますかね。

はい。

広域交付の利用実績が3枚というふうに書いてありますね。

はい。

これは担当者が試しにやってみたとかいうのは含まれてないですか。

この部分については1件だけあると思います。

そうすると、3件の内1件は職員が実験でしてみたわけですね。

はい。

転入・転出の特例の利用はゼロですね。

はい。

公的個人認証制度の利用者は何人かこの中には書いてないですけど、何件かはありますか。

ちょっと忘れました。

ほとんどないでしょうね。

はい。

横浜市では住民選択制という、希望する人以外は番号を送らないという制度を採用してるみたいなんですけれど、それは御存じですかね。

はい。

■■■■においてそういう住民選択制を採用した場合に、■■■■ではどの程度負担が増えるのかどうか、そういった試算をされたことありますか。

ありません。

あるいは京都府なんかから聞いたことありますか。

ありません。

住基ネットの端末を操作するために必要なパスワードは各担当者が決めることになってるんですか。

はい。

だれか責任者が考えてそれぞれの担当者に通知することになっているわけではないんですか。

違います。

甲第39号証の11を示す

念のため確認ですけれど、これはインターネットからダウンロードしてきた■■■■の例規集なんですけれど、これの3枚目以降、■■■■電子計算組織の管理運営に関する規則、これは昭和59年8月23日に制定されてるので古いんですけれど、一応インターネット上はこれが出たのでお尋ねするんですけれど、この規則自体は生きてるんですか。

住民課で作成しておりませんので、ここまではちょっと把握できません。

住基CSのOSに対するログオン失敗履歴というのは、記録されていますか。

記録しております。

パスワード入力を複数回間違えた場合ロックアウトする設定にしていますか。

それはセキュリティの関係で言えません。

言えませんか。

はい。

チェックリストの中で、しているかという質問があるんですけれど、そうすると、そういう質問があることが間違ってるんですか。

ちょっとお答えできません。

結構です。今のは酷な質問でした。それから、そういうログオン失敗履歴について担当者として定期的にチェックしておられますか。

毎日チェックしております。

それはどのようにしてチェックしていますか。

端末機によってチェックをしております。

OSに対するログオン失敗履歴をチェックしてますか。

それも全部しております。

全部してる。

はい。

それは■■■■さんがすることになってるんですか。

ほかの職員がしてくれてます。私はしておりません。

だれがしてるんですか。

住民課の職員です。

する人がいるんですか。

はい。

アプリケーションの操作履歴については保管していますか。

しています。

これも定期的にチェックしていますか。

はい。

乙第5号証の1を示す

14ページ、4「端末機操作の管理」という項目の中で、次のページの下の(6)に「操作履歴の記録等」という項目がありまして、「住民基本台帳ネットワークシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、法令を遵守していることを監査する等、その利用の正当性について確認すること。」とされていますけれど、これに基づいてチェックしているということですか。

はい。

乙第16号証を示す

7ページ、19の1に「アプリケーションの操作履歴をチェックしている」という項目がありますけれど、これも毎日チェックしているということにな

るんですか。

はい。

チェックしたことはどこかに記録されるんですか。

記録簿を作って記録を残しています。

記録簿を作って記録を残している。

ああ、記録簿にチェックをして、操作履歴をチェックしたということの記録を残しております。

それはいつから残してますか。

まだ最近のことです。

私が情報公開請求をして、それに対する回答が来た段階では、されてませんでしたね。

はい。

不存在になってましたからね。

はい。

最近になってなされるようになったのは、なぜですか。

この情報センターなりでそのチェックが必要やということが分かりましたので、チェックをしております。

そうすると、やっぱり毎日きちんとだれかがチェックして、チェックした記録は残しておかないといけないと、こういうふうには今では考えておられるということですか。

はい。

それはラスデックのほうからそういう指導があったんですか。

いいえ。

さっき何か情報センターのほうで分かったとおっしゃったのはそういう意味じゃないんですか。

情報センターなりの、もちろんその資料からということで、チェック

することにしております。

それまではする必要がないと思ってたけれど、いろいろ資料を見て、これはする必要あるぞというふうになって、最近になって始めたということになりますかな。

はい。

C Sと既存住基サーバとの間のファイアウォール、 では が設置しましたね。

はい。

品川区では、同じようにC Sと既存住基サーバとの間にファイアウォールを設置していて、そのファイアウォールについてペネトレーションテストをしたところ脆弱性がないという結果が出たそうなんですけれど、 の設置したファイアウォールと品川区のファイアウォールは同じものかどうかは御存じないですよ。

分かりません。

当然ね。

はい。

そうすると、品川区の実験で品川区設置のファイアウォールが堅牢であることが証明されたからといって、 が設置したファイアウォールが堅牢であることが証明されたことにはなりませんよね。

そうですね。

 で独自に、あるいは京都府なんか 設置のファイアウォールをペネトレーションテストで堅牢さを確認したことはないですね。

それはありません。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）
陳述書によりますと、住基ネット以外の庁内LANの管理というのは企画総務部企画調整課の担当なんですね。

そうです。

確認のためもう一度聞きますけれども、まず、住基ネットのコミュニケーションサーバの管理の担当はどちらになりますか。

住民課です。

先ほど話に出たCOKAS/1というものですね、既存の住基サーバ、これの管理の担当はどちらになるのでしょうか。

企画調整課です。

そのCOKAS/1、既存住基のサーバと住基ネットのコミュニケーションサーバとをつないでいるファイアウォールの管理はどちらの担当になりますか。

それは企画調整課になると思います。

先ほど住民課というようなお話もあったと思うんですけども、これどちらになるのか覚えておられませんか。

ちょっと覚えておりません。

今はっきりは覚えておられないですか。

はい。

実際には住基ネットのコミュニケーションサーバとファイアウォールというのは住民課が窓口となって業者への業務委託契約を締結しておられるわけですね。

はい、そうです。

ところで、■■■■■の中でコンピューターシステム、ネットワーク、全般について一番詳しい部署というと、どちらになるのでしょうか。

コンピューターの関係については企画調整課です。

住民課が窓口となってコミュニケーションサーバあるいはファイアウォールの管理について業務委託契約をする場合に、住民課が独自で行うのでしょうか、それとも企画調整課と相談の上で契約を締結されるのでしょうか。

内容によっては企画調整課に相談します。

そのへんの連携体制というのはできているわけですかね。

はい。

業務委託契約の委託業者というのは■■■■■という会社ですね。

はい。

この会社は住基ネット導入以前から■■■■■でコンピューターシステムの業務委託の実績のある会社なんでしょうか。

あります。

裁判官(芥川)

システム管理の作業については報告書で報告を受けているという証言をされたかと思うんですけども、よろしいですか。

はい。

で、その作業の内容についてはその報告書を見て理解されているということですか。

そうです。

その報告書だけを見て分からない場合に説明も一緒に受けるとかいったことはされてますか。

作業内容によって聞く必要がある場合は作業員に内容を確認するなりはしております。

それは作業を終わった直後にされるということですか。

そうです。

(以上)